

中泊町役場 ☎57-2111

小泊支所 ☎64-2111

## 町からのお知らせ

問 問合せ先

内 内線番号

☎ 電話番号

HP ホームページ

## 水道管の凍結にご注意を！

問 上下水道課工務係 ☎ 57-2350

冬期間は気温の低下により水道管の凍結や破損が予想されます。水道が凍結すると、水が出なくなるばかりではなく、修理の費用がかかります。外気温がマイナス4℃以下になったときや「真冬日」(1日中外気温が氷点下の日)が続いたとき、おやすみ前や旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないときなどは特に注意が必要です。

凍結修理は、次の協会または指定給水装置工事事業者にご依頼ください。

## ●中里地域：

中泊町管工事業協会事務局 (株)竹内組内  
担当 秋元 080-2365-0775

## ●小泊地区：

有限会社 長谷川水道 Tel64-2202  
有限会社 マルミ工業社 Tel64-3577

## その他近隣の指定給水装置工事事業者

有限会社 太陽鈴木設備工事 Tel57-4976  
有限会社 豊金工業 Tel53-2201  
有限会社 山中水道 Tel53-2827  
株式会社 ナルキ工業 Tel52-3517  
有限会社 金木工業 Tel52-3031

※修理費用は、お客さまと指定給水装置工事事業者の間で取り決めていただくことになります。

町民税・県民税  
申告相談が始まります

問 税務会計課 課税係 内 1212

申告期間 2月14日(金)～3月17日(月)

令和6年分所得の申告相談を行います。

この申告結果は、町民税・県民税額を賦課するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを決定する大事な賦課資料となります。

町民税・県民税の申告が必要な方は、申告相談の日程および申告に必要な書類を確認の上、期間内に会場へお越しください。

申告日程・会場、申告相談に必要な書類など、くわしくは、同時配布のチラシ「令和7年度(令和6年分)町民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

償却資産の申告は  
1月31日まで

問 税務会計課課税係 内 1213

土地及び家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が所得(法人)税法上必要経費とされるものは、償却資産として固定資産税の対象となります。ただし、自動車税種別割または軽自動車税種別割を課税されている自動車などは除きます。

償却資産を所有している方は、多少にかかわらず1月1日現在の状況を1月31日(金)までに申告してください。申告用紙は、前年度に申告のあった方には郵送しますが、新たに償却資産を取得し、申告用紙がない場合や、申告用紙の記載方法などのくわしい内容はお問合せください。

## 心配ごと相談 主催 町社会福祉協議会

日 時…1月15日(水) 午前9時～正午

場 所…役場相談室2

相談委員…宮越 優子、古川 節子

※相談に来られる人は庁舎西側出入口をご利用ください。

## 《連絡先》

中泊町社会福祉協議会中里本所 電話 57-4841  
小泊支所 電話 64-2905  
受付時間 平日 9:00～16:00

## なんでも行政相談

日 時…1月24日(金) 午前9時～正午

場 所…小泊支所 第1研究室

行政相談委員…太田 忠義、藪田 由比子

※行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望を、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。  
※中止の場合は防災無線で周知します。

## 令和7年度から建築物に関するルールが大きく変わります!

問 西北地域県民局建築指導課 ☎ 35-3117

令和7年4月以降に工事に着手する場合の主な変更内容は次のとおりです。

これから建築行為を予定されている方は十分ご留意ください。

- 全ての新築で省エネ基準適合を義務化
    - ①省エネ適合性判定手続きが必要になります。
    - ②仕様基準で評価する場合、省エネ適合性判定は不要です。
  - 木造戸建住宅等の建築確認手続きなどを見直し
    - ①都市計画区域外で「建築確認」が必要な対象範囲を拡大します。
    - ②「審査省略」の対象範囲を限定します。
    - ③構造・省エネ関連の図書などの提出が必要になります。
- 問合せ先または依頼する建築士まで

## 国民健康保険税の納期限について

問 税務会計課庶務徴収係 ☎ 1215・1216

1月31日(金)は、国民健康保険税第7期の納期限です。忘れずに納めましょう。

※口座振替をされている人の引き落とし日は、1月27日(月)です。残高をご確認ください。

※町税の納付は、便利で安心確実な口座振替をご利用ください。

また、納付書に記載しているeL-QRから地方税お支払いサイトで納付ができます。くわしくは、次のQRコードでご確認ください。



## 家畜(鶏含む)飼養者の皆様へ 令和7年定期報告の時期になりました

問 農政課農林基盤整備係 内 1816

問 西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所 ☎ 42-2276

家畜伝染病予防法第十二条の四に基づき、家畜(鶏を含む)飼養者は毎年県に定期報告することが義務付けられています。次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いします。

### ○報告対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏(青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏金八など含む)、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

### ○報告内容

令和7年2月1日時点の頭羽数

### ○報告様式

「定期報告書」様式は中泊町農政課で配布つがる広域家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレスは次のとおりです。  
[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/tsu-kaho/tsu-kaho\\_HP.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/tsu-kaho/tsu-kaho_HP.html)

- 提出方法：中泊町農政課まで郵送または持参
- 報告時期：令和7年2月下旬

## 狂犬病予防注射料金の改定について

問 公益社団法人青森県獣医師会西北支部 ☎ 42-2276

昨今の物価高騰により、狂犬病予防注射料金を改定することになりました。

飼い主の方には大変ご迷惑お掛けしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

実施時期：令和7年4月1日から

【改定前】 1頭 2,750円

【改訂後】 1頭 3,050円

広告

**工場移転につき従業員募集中**  
(旧中里幼稚園跡地)

**(株)S.Sソーイング トンボ学生服指定工場**  
中泊町大字宮川字色吉23-9 ☎0173-57-2905

広告

**この社会あなたの税がいきている**

西北五税務関係団体協議会は、税知識の正しい理解と普及、納税道義の高揚を目的として、下記の団体で構成されています。

|                |                |            |
|----------------|----------------|------------|
| ・五所川原商工会議所     | ・五所川原税務署管内     | ・五所川原税務署管内 |
| ・西・つがる商工会連絡協議会 | ・青色申告会連合会      | ・北五小売酒販組合  |
| ・北五地域商工会ブロック会  | ・公益社団法人五所川原法人会 | ・鯉ヶ沢小売酒販組合 |
| ・東北税理士会五所川原支部  | ・五所川原開成会       | ・五所川原税務署管内 |
|                |                | 農業青色申告会連合会 |

**西北五税務関係団体協議会**

申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付の期限は3月17日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付の期限は3月31日(月)です!

事務局(五所川原商工会議所内) 0173-35-2121(寺山)

## 指定管理者の募集について

問 総務課行政係 内 2015

町では指定管理者制度を導入している次の施設の指定期間満了に伴い、令和7年4月1日からの指定管理者を募集します。指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を理解いただき、効果的、効率的に管理運営を行うことができる団体を募集します。

### 《対象施設》

| No. | 施設名称                 | 所在地        | 担当課     | 問合せ先            |
|-----|----------------------|------------|---------|-----------------|
| 1   | 中泊町認知症高齢者グループホームしおさい | 小 泊        | 福 祉 課   | 57-2111(内線1513) |
| 2   | 中泊町すくすくしたまえ館         | 小 泊        | 水産商工観光課 | 57-2111(内線1612) |
| 3   | 中泊町一般廃棄物最終処分場        | 中 里<br>小 泊 | 環境整備課   | 57-2111(内線1913) |
| 4   | 中泊町総合文化センター<br>文化ホール | 中 里        | 教 育 課   | 57-2111(内線1922) |
| 5   | 中泊町総合福祉健康センター        | 中 里        | 総合戦略課   | 57-2111(内線2022) |

### 《募集要項》

施設及び業務内容のほか、申込資格や提出書類など具体的な内容は募集要項に記載します。募集要項は希望者のみへの配布とし、上記表内の担当課で行いますのでお問合せください。

### 《募集要項の配布及び申請の受付》※土日・祝日を除く

配布時期 1月10日(金)～1月20日(月) 配布希望者に限ります。

受付期間 1月10日(金)～1月27日(月) 期日厳守とします。

※申請資格や提出書類などは、必ず募集要項を確認してください。

## 月ラテンのリズムで体操・ステップ踏んでみませんか月

問 小野瑠美子

### 〇1～3月のレッスン

1月8日(水)、22日(水)、2月5日(水)、19日(水)、  
3月5日(水)、19日(水) 午後7時～午後8時

### 〇場 所

総合文化センター「パルナス」 リハーサル室  
初回 見学無料。申込みは必要ありません。

気軽に参加してね！くわしくは見学時に！



## 令和7・8年度一般競争(指名競争)入札 参加資格審査申請書の受付について

下記により令和7・8年度の一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の受付をします。

- 提出先**…〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地  
中泊町役場 財政課管財係(内線2032・2034)  
TEL0173-57-2111 FAX0173-57-3849  
ホームページ <https://www.town.nakadomari.lg.jp>
- 受付期間**…令和7年1月6日～1月31日まで(土、日、祝日を除く)  
(郵送及び宅配便での提出の方は、最終日発送分まで有効)
- 有効期間**…令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
- 申請書様式**…[建設工事][測量・建設コンサルタント]ー国交省様式  
[物品製造等(役務含む)]ー町指定様式(ホームページからダウンロードできます。)
- 提出方法**…持参または郵送でも受付しますが、次のことに注意してください。
  - A4判フラットファイルに綴じて提出のこと。(色指定なし。止め部分金属不可)
  - 表紙及び背表紙に会社名を記載すること。 **※必須**
  - 添付書類のうち証明書関係は写しでも可能です。
  - 受領書が必要な場合は、返信用封筒(切手貼付、宛名明記)を同封してください。
- その他**…宛名は中泊町長とすること。

| 番号 | 書 類 名                                                                                                                                                                                                                                                         | 建設工事      | 測量・建設コン<br>サルタント等 | 物品製造等<br>(役務提供含む) | 備 考                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------|-------------------|------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                                                               | 国 交 省 様 式 | 町 指 定 様 式         | 町 指 定 様 式         |                                          |
| ①  | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書                                                                                                                                                                                                                                           | ○         | ○                 | ○                 | ※物品役務については<br>営業調書及び取引業種<br>一覧は必ず添付すること。 |
| ②  | 営業所一覧表                                                                                                                                                                                                                                                        | ○         | ○                 | —                 |                                          |
| ③  | 工事(業務)経歴書(2年分)                                                                                                                                                                                                                                                | ○         | ○                 | ○                 | 物品等で内容が同様で<br>あれば別様式可                    |
| ④  | 建設業許可証明書                                                                                                                                                                                                                                                      | ○         | —                 | —                 | 写し可                                      |
| ⑤  | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書                                                                                                                                                                                                                                         | ○         | —                 | —                 | 写し可                                      |
| ⑥  | 営業許可等証明書                                                                                                                                                                                                                                                      | —         | ○                 | ○                 | 写し可(業種により、<br>営業許可が必要な場合<br>提出)          |
| ⑦  | 国税・県税・市町村税納税証明書(未納がない<br>事がわかるもの)<br>例えば国税については、未納のない証明(その<br>3の2)又は(その3の3)<br>※e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用<br>している方はオンラインで納税証明書の交付申<br>請ができます。詳しくは国税庁HP「納税証明<br>書の交付請求について」をご覧ください。<br>( <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp">https://www.e-tax.nta.go.jp</a> ) | ○         | ○                 | ○                 | 写し可(直前1年間の<br>確定年度(年)分とす<br>る)           |
| ⑧  | 委任状                                                                                                                                                                                                                                                           | ○         | ○                 | ○                 | 権限を支店・営業所へ<br>委任する場合                     |
| ⑨  | 使用印鑑届                                                                                                                                                                                                                                                         | ○         | ○                 | ○                 |                                          |
| ⑩  | 印鑑証明書                                                                                                                                                                                                                                                         | ○         | ○                 | ○                 | 写し可                                      |
| ⑪  | 財務諸表類(決算書等)                                                                                                                                                                                                                                                   | ○         | ○                 | ○                 | 直前1年分                                    |
| ⑫  | 会社登記簿謄本又は履歴事項全部証明書                                                                                                                                                                                                                                            | ○         | ○                 | ○                 | 写し可                                      |
|    | 身分証明書(個人の場合)                                                                                                                                                                                                                                                  | ○         | ○                 | ○                 | 写し可                                      |

# 公用車売却のお知らせ

問 財政課管財係 内 2032・2034

## 1. 入札物件

| 物件番号第1号 | 町有財産売却(スクールバス 旧3号車)                                                                | 物件番号第2号 | 町有財産売却(スクールバス 旧4号車)                                                                 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 車 名     | 三 菱                                                                                | 車 名     | 三 菱                                                                                 |
| 寸 法     | 長さ899cm、幅229cm、高さ297cm                                                             | 寸 法     | 長さ899cm、幅229cm、高さ297cm                                                              |
| 車両総重量   | 9,315kg                                                                            | 車両総重量   | 9,315kg                                                                             |
| 乗 車 定 員 | 61人                                                                                | 乗 車 定 員 | 61人                                                                                 |
| 駆動方式等   | FR,原動機6D16,総排気7.54L                                                                | 駆動方式等   | FR,原動機6D16,総排気7.54L                                                                 |
| 使用 燃 料  | 軽油                                                                                 | 使用 燃 料  | 軽油                                                                                  |
| 初年度登録   | 平成1年2月                                                                             | 初年度登録   | 平成1年2月                                                                              |
| 車 両 番 号 | 青森22や280                                                                           | 車 両 番 号 | 青森22や281                                                                            |
| 走 行 距 離 | 429,274km(令和6年11月現在)                                                               | 走 行 距 離 | 439,482km(令和6年11月現在)                                                                |
| 車検満了日   | 車検切れ                                                                               | 車検満了日   | 車検切れ                                                                                |
| 予 定 価 格 | 非公表                                                                                | 予 定 価 格 | 非公表                                                                                 |
| そ の 他   | 経年劣化に伴う不良箇所の修繕を要する                                                                 | そ の 他   | 経年劣化に伴う不良箇所の修繕を要する                                                                  |
|         |  |         |  |

## 2. 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1)中泊町に住所を有する個人または法人、もしくは、青森県に本店、支店または営業所を有し、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3)中泊町財務規則(平成17年3月中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。)第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。
- (6)地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。

## 3. 説明会及び入札の日時・場所

- 説明会 1月16日(木) 午前10時 役場2階 委員会室1  
○入 札 1月24日(金) 午後1時30分 役場2階 委員会室2

## 4. 契約及び代金の納入

説明会でお知らせします(印鑑持参)

## 5. その他

説明会で入札参加書類を配布します。説明会に参加しない方は、入札に参加できません。また、説明会参加時、印鑑を持参してください。

## 空き家の事で悩んでいませんか

問 総合戦略課GX推進係 内 2026

町には空き家の利活用を促進するため、利用希望者へ橋渡しの役目を担う「空き家バンク」制度や、空き家の解体を補助する「空き家解体補助金制度」があります。

空き家を売りたい、貸したい、無償で譲りたいなど、悩んでいる人はまず総合戦略課までお問合せください。

## 空き家バンク制度

問 総合戦略課GX推進係 内 2026

空き家バンクは、地域活性化を目的に空き家の有効活用を図る制度です。空き家バンクへ登録すると、町が利用希望者へ空き家の情報を提供し、売買や賃貸の橋渡しをする役目を担います。

| 空き家を提供したい人(売りたい人、無料で譲りたい人、貸したい人) |                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空き家を登録できる人                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の所有者</li> <li>・ 賃貸または売買を行う権利を有する人</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 申込みの方法<br>(空き家の登録)               | <p>次の書類などの提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家バンク登録申込書(様式第1号)</li> <li>・ 空き家バンク登録カード(様式第2号)</li> <li>・ 平面図(間取りがわかるもの)</li> <li>・ 現況写真(外観・内観がわかるもの)</li> </ul> <p>※ 各様式は、ホームページでダウンロードするか、総合戦略課窓口で配布しています。</p> |
| 申込み後の流れ<br>(空き家登録の完了)            | <p>上記書類の提出後、審査を経て、町が空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)を申込者へ送付します。</p>                                                                                                                                                                            |
| 注意事項<br>(登録の変更手続き)               | <p>空き家の登録事項に変更があったときは、総合戦略課GX推進係まで速やかにお知らせください。空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)の提出が必要です。</p>                                                                                                                                                   |



(中泊町ホームページ)

| 空き家を利用したい人(買いたい人、借りたい人) |                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空き家情報を利用できる人            | 町内外問わず、空き家の利用を希望する人                                                                                                                                             |
| 申込みの方法<br>(空き家情報の利用登録)  | <p>次の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家バンク利用申込書(様式第7号)</li> <li>・ 誓約書(様式第8号)</li> </ul> <p>※ 各様式は中泊町ホームページでダウンロードするか総合戦略課窓口で配布しています。</p> |
| 申込み後の流れ<br>(利用登録の完了)    | <p>書類の提出後、審査を行い、町が空き家バンク利用承諾通知書(様式第9号)を申込者へ送付します。</p>                                                                                                           |
| 注意事項<br>(契約交渉などの関与)     | <p>登録者と利用希望者間の交渉・賃貸借・売買、契約などについて、町は直接関与しません。</p>                                                                                                                |



(中泊町ホームページ)

## 空き家改修などの費用などの補助金制度

問 総合戦略課GX推進係 内 2026

## 【補助金について】

空き家バンクに登録した物件の賃貸借・売買で発生する空き家の改修費や家財道具の処分運搬費を対象にした補助金があります。

| 住宅改修費補助金・家財処分費等補助金         |                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助申請ができる人                  | 次のすべてに該当する人<br>・ 空き家バンクを利用して登録物件を購入した人<br>・ 空き家の賃貸借または売買の契約日から1年経過しない人<br>・ 町民税の滞納、債務不履行のない人<br>・ 自らの負担で空き家を改修または修繕しようとする人<br>・ 町外からの移住者で、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思がある人<br>・ 賃貸または売買の契約の相手方が、所有者または購入者の3親等以内の親族でない人 |
| 住宅改修費補助金<br>(補助金額・補助対象経費)  | 補助金額は100万円が上限(同一物件につき1回限り)<br>補助対象は、店舗などを除く次のものとする。<br>・ 台所、浴室、便所、洗面所などの改修費<br>・ 内装、屋根、外壁などの改修費<br>・ その他適当と認められる改修費                                                                                               |
| 家財処分費等補助金<br>(補助金額・補助対象経費) | 補助金額は、10万円を限度とする。(同一物件に対して1回限り)<br>補助対象事業は、当該物件に残存する家財道具などの処分、運搬に要する経費及び移住に関する清掃に要する経費。                                                                                                                           |

## 空き家の解体補助金

問 総務課 消防防災係 内 2016

## 【補助金について】

町では、空き家などが危険な状態にある、または危険な状態になる恐れがあり、助言、指導などに従って措置を講ずる場合に補助金を給付しています。

## 【当町の空き家の状況】

中泊町空き家の戸数 643戸(令和2年9月現在)

平成27年から令和2年の5年間で空き家は2倍に増加しております。

## 【空き家の管理について】

空き家が危険な状態になると、近隣住民に被害を及ぼす可能性があるため、適正な管理や解体などの対策をする必要があります。

現に危険な空き家が近所にあり、困っている人もいますので管理の徹底をお願いします。

| 空き家解体等補助金                  |                                                                                                                                                           |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助申請ができる人<br>※右の全ての要件を満たす人 | ・ 世帯の資産の合計額が700万円未満であること<br>・ 世帯の主な生計維持者の前年度所得が240万円未満であること<br>・ 当該空き家が営利目的の事業に使用されていたものでないこと<br>・ 解体後営利目的の事業に使用されないこと<br>・ 中泊町内に営業所などを有する法人・個人事業者に依頼した場合 |
| 補助金額                       | 空き家解体などに要した費用の半額まで助成しています。<br>最大30万円 例1：解体費用 50万円 → 25万円を補助<br>例2：解体費用150万円 → 30万円を補助                                                                     |

## 中泊町空き家バンクサイト

問 総合戦略課GX推進係 内 2026

## 【空き家バンクへの登録状況】

空き家バンクに登録されている空き家は中泊町空き家バンクサイトからいつでもご確認できます。

中泊町に移住を検討している人、空き家の利活用を考えている人はぜひご覧ください。



(中泊町空き家バンクサイト)

## 障害者控除対象者認定書

問 福祉課 介護保険係 内 1513

要介護認定(要介護1以上)を受けている65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が障害者に準すると町長が認定した方は、確定申告及び住民税申告の際に障害者控除の対象となります。

(注意)所得税または町県民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

### 【対象となる方】

認定基準日において、次の条件を満たす方が対象です。

- (1) 中泊町に住所を有する65歳以上の方(当該年12月31日時点で住民登録がある)
- (2) 身体または認知症の状態が中泊町で定める【認定の基準】に該当する方
- (3) 障害者手帳などの交付を受けていない方

\*ただし、障害者の認定から特別障害者の認定になる場合は対象になります。

※ 当該年の途中で死亡した方は、死亡した日に認定の有効期限がある方

### 【認定の基準】

| 控除額：所得税27万円、住民税26万円 |                     |                                      |
|---------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 障害者                 | (1)知的障害者(軽度・中度)に準ず。 | 要介護1以上<br>認知症高齢者の日常生活自立度ランク IIa, IIb |
|                     | (2)身体障害者(3級～6級)に準ず。 | 要介護1以上<br>障害高齢者の日常生活自立度ランクが A1, A2   |

| 控除額：所得税40万円、住民税30万円 |                         |                                               |
|---------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 特別障害者               | (1)知的障害者(重度)に準ず。        | 要介護4以上<br>認知症高齢者の日常生活自立度ランク IIIa, IIIb, IV, M |
|                     | (2)身体障害者(1級～2級)に準ず。     | 要介護4以上<br>障害高齢者の日常生活自立度ランクが B1, B2, C1, C2    |
|                     | (3)常に就床を要し、複雑な介護を要するもの。 |                                               |

### 【申請方法及び申請に必要なもの】

#### (1)申請方法

福祉課介護保険係及び小泊支所住民係に「障害者控除対象者認定申請書」がありますので、必要事項を記入し提出してください。「障害者控除対象者認定申請書」は中泊町ホームページからもダウンロードできます。

#### (2)申請に必要なもの

- ・申請者の印鑑
- ・対象者の介護保険被保険者証(写し可)
- ・家族などが申請者である場合、身分を証明する書類(運転免許証など)



# 保健師 インターンシップ募集



## ◇ 受入れ日

日程は、希望者と調整の上  
決定します。

## ◇ 見学・体験内容

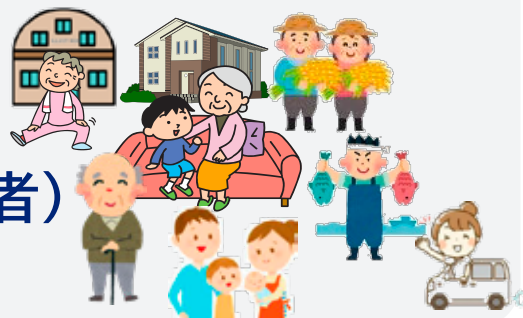
地域における保健活動の実際  
(母子保健・成人高齢保健・  
自殺対策・地区組織活動等)



健康づくりと福祉の発展  
を目指すまち  
産業と文化融合のまち

## ◇ 対象

保健師を目指す学生  
保健師就職志望の方(有資格者)

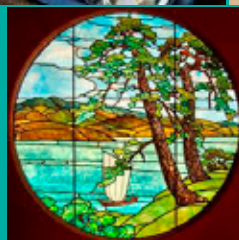


申し込みは、  
← こちら

### 【問合せ先】

中泊町町民課健康推進係  
〒037-0329

青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地  
TEL0173-57-2111 FAX0173-57-3849



# 農業者の皆様へ

## 令和7年4月から 原則として農地中間管理機構を経由した 農地の貸し借りになります

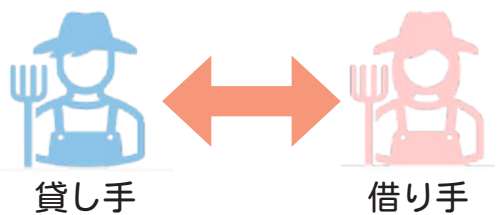
農地貸借に関する法律改正により、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構を経由した農地の貸し借りに一本化されます。

現在、農業委員会で受け付けている相対の農地貸借の手続きは、令和7年2月をもって、新規契約・更新ができなくなります。ただし、令和7年度以降も相対による利用権の貸借期間が残っている場合は、契約期間満了までこの契約は有効です。

※農地法3条に基づく農業委員会の許可による賃貸借や、(特定)農作業受委託契約は引き続き可能です。

〈 現 状 〉

**相対**の農地の貸借



( 令和7年3月までは経過措置期間として活用可能 )

農地法3条による賃貸借

(特定)農作業受委託契約

〈 令和7年4月から 〉

**農地中間管理機構**  
による農地の貸借



農地法3条による賃貸借

(特定)農作業受委託契約

引き続き可能

＼メリットがあります！／

### ◆貸し手

…賃料は機構から確実に振り込まれる  
貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心

### ◆借り手

…複数所有者から農地を借りる場合であっても、  
賃料支払いを一本にまとめてくれる



問 農政課農業支援係 内 1813

問 中泊町農業委員会 内 1713

中泊町キャラクター  
イカリん

なかどまり

## イガ米へきてけフェア

日時  
20252月1日(土)・2日(日)  
10:00~15:00

場所

青森県観光物産館「アスパム」

屋外特設会場・1階エントランスホール・イベントホール

●主催 中泊町

●主管 (株)アクトプラン



中泊町合併20年目突入記念!!

中泊町キャラクター  
メケルJr.

2/1(土)

旬の味★美味しいもの大集合!

10:00~ オープニングセレモニー

味噌のしイカ プレゼント 先着200名様

挨拶:中泊町長 濱館 豊光

場所:1階イベントホール

11:00~ イカリん釣りゲーム

(料金は当日発表)  
※無くなり次第終了本物のイカ針を使ってペットボトルに入ったイカリんを釣ろう!  
釣った数の「ヤリイカ」がもらえる

場所:屋外特設会場

30秒釣り放題



11:30~ 野菜輪投げ (1回200円)

※無くなり次第終了

輪を投げて、中泊産の新鮮な旬の野菜をゲットしよう

場所:屋外特設会場



14:00~ なかどまりファン お楽しみ抽選会

中泊町の  
特産物やお食事券などが  
当たる!

ハズレなし

限定100枚

抽選券は、13:00より  
1階イベントホール入口  
にて販売致します。1枚 400円  
※お一人様1枚まで

2/2(日)

楽しいイベントいっぱい! みんな参加してね!

10:00~津軽伝統【金多豆蔵人形芝居】

(1回目)

先着100名様

場所:1階イベントホール

無料

津軽伝統人形芝居「金多豆蔵(きんたまめじょ)」は1907年に創作されて以来、  
100年以上に渡って相伝された津軽伝統の人形劇です。  
酒飲みで失敗ばかりだけど情けの深い「金多」と、おちょこちょいでおしゃべり  
だけど義理堅い「豆蔵」の二人が漫才や冒険をする中で、世相を嘆き、それを笑い  
飛ばす、全編津軽弁の人形芝居となっています。

11:00~ イカリん釣りゲーム

(料金は当日発表)  
※無くなり次第終了本物のイカ針を使ってペットボトルに入ったイカリんを釣ろう!  
釣った数の「ヤリイカ」がもらえる

場所:屋外特設会場

30秒釣り放題



11:30~ 野菜輪投げ (1回200円)

※無くなり次第終了

輪を投げて、中泊産の新鮮な旬の野菜をゲットしよう

場所:屋外特設会場



13:00~津軽伝統【金多豆蔵人形芝居】

(2回目)

先着100名様

場所:1階イベントホール

無料

14:00~金多豆蔵と遊ぼう!!

金多豆蔵と  
いっしょにあそぼう!

じゃんけん大会

どっ引き

〜「どっ引き」とは?〜  
青森に伝わる昔の遊び。  
ひもの中から、当たりを引いたら  
賞品がもらえる!

場所:1階イベントホール

中泊メバル

で大人気の  
メバルの煮付けを、  
ご飯につけてみました!

メバル煮

いくら丼

まぐろ丼

みそ豚丼

メバル漬丼

ひらめ漬丼

サザエ丼

なかどまり  
どんぶり  
おにぎり  
フェア500  
ワンコイン

全て 500円(税込)

日時 2月1・2日10:45~

場所 1階イベントホール

数量限定! 無くなり次第終了

新鮮な魚介類を使ったどんぶりや、  
中泊産の美味しいお米でつくる  
変わり種おにぎりが大集合!

マクロ中落巻き

若生こんがおにぎり

具たくさんおかずおにぎり

★その他のどんぶり・おにぎりの販売もあります  
(一部内容が変更となる場合があります)

## おむつ代に係る医療費控除のための「おむつ使用確認書」

問 福祉課介護保険係 内 1513

おおむね6ヶ月以上寝たきりであり、医師がその治療上おむつの使用が必要であると認める場合、当該おむつに係る費用は、医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められ、確定申告で医療費として申告することができます。

申告にはおむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」(医師による証明)が必要となりますが、中泊町が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除を受けることができます。

### 【対象となる方】

次の条件を満たす方が対象です。

- ・要介護認定を受けている方
- ・要介護認定の有効期間が合算して6ヶ月以上となる(1年目の申請)。  
要介護認定の有効期間が合算して13ヶ月以上である(2年目以降の申請)。
- ・主治医意見書の【障害高齢者の日常生活自立度】がB1・B2・C1・C2に該当。
- ・主治医意見書において『カテーテル』又は『尿失禁』の項目に該当。

### 【交付申請】

#### (1)申請方法

福祉課介護保険係及び小泊支所住民係に「交付申請書」がありますので、必要事項を記入して提出してください。

#### (2)申請に必要なもの

- ・対象者の介護保険被保険者証(写し可)
- ・窓口に来られる方が対象者ご本人で無い場合は、窓口に来られる方の本人確認ができる書類

## 後期高齢者医療 被保険者のみなさまへ

問 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

### 1 交通事故などにあったとき

交通事故や暴力など、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証、マイナ保険証または資格確認書を使って治療を受けたときは、必ずお住まいの市町村へ届出をしてください。また、自損事故の場合も届出が必要です。

### 2 「医療費通知書」の送付について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために年1回お送りするお知らせです。令和6年1月から同年12月診療分の医療費通知書は、令和7年2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和6年1月から同年11月診療分が記載された医療費通知書を発行することができますので、2月3日から設置するコールセンターへ、被保険者番号がわかるもの(被保険者証または資格確認書)をご用意の上でご連絡ください。コールセンターの電話番号は、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載するほか、市町村の後期高齢者医療担当窓口に掲示します。

なお、確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、例年、2月9日からマイナポータルでも取得可能です。

## 小泊地域歴史年表「とひょう11号」発刊

問 小泊の歴史を語る会

小泊地域の2016年12月から2024年9月までの約8年間の記録をまとめた小泊地域歴史年表「とひょう11号」を発刊しました。

内容は、小泊地域の石碑調査や有名来遊家、海岸地名増補一覧などがあります。

製本は会員の手作業で行ったため、部数が少なく非売品となっています。

ご覧になりたい方は、中泊町図書館をはじめ、弘前市立図書館、つがる市立図書館などにございますのでそちらで見ただけなら幸いです。

### 広告

 **国家資格塗装職人のお店**  
**三栄塗装工業株式会社**  
一般建設業 県知事許可(般-27)第017671号

担当 三上(一級塗装技能士/五所川原塗装工業会会員)  
WBアート 多彩仕上工法 施工認定店

職人から独立、創業25年目を迎えました。  
これからも地域のみなさまに愛される塗装店を目指して参ります。  
屋根・外壁のお見積り・現地調査無料、まずはお気軽にご相談ください。

住所/つがる市木造林宮津12番地3 登録番号/T8420002012423  
☎ 0173-42-3818 ☎ 090-7067-5628 ✉ sanei.p@nifty.com

## 湯らぱーく情報コーナー

運営に関すること 問 総合戦略課企画係 内 2022  
施設に関すること 問 「湯らぱーく」 ☎ 23-0132



### 新年明けましておめでとうございます！



旧年中は中泊町の新しい温泉施設「中泊町総合福祉健康センター湯らぱーく」に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様にとって今年一年が輝かしいものとなることを心よりお祈り申し上げます。

今年も健康や福祉に関するさまざまなサービスを提供し、皆様の生活向上に寄与できるよう邁進するとともに、地域の皆様に愛される施設となりますよう、施設一同、より一層の努力をしてみたいと思いますので、2025年も中泊町総合福祉健康センター湯らぱーくをどうぞよろしくお願い申し上げます。



### 1周年記念スタンプラリーを開催します

湯らぱーくは、**2月6日に1周年**を迎えます。そこで1周年を記念し、日頃のご利用いただいているご来館者様に感謝の気持ちを込めて、1周年記念スタンプラリーを開催します。

当日はスタンプラリーのほか、次に掲載している大抽選会もありますので、ぜひお誘い合わせのうえ、ご来館ください。

**詳細は、今月号の広報同時配布チラシをご確認ください。**

#### ◇次回の湯らぱーく大抽選会の開催について◇

次回の湯らぱーく大抽選会は2月6日(木)に開催します！オープン1周年を記念した特別な抽選会です。商品券や町内飲食店の割引券などのほか、豪華な景品をご用意して皆さまのご来場をお待ちしています。

#### 〔開催内容〕

日 時：2月6日(木)

時 間：午後6時から

場 所：湯らぱーく 大・中広間

参加条件：開催日当日の2月6日にご入浴された方

(使用済みの入浴券を捨てずに会場までお持ちください)



## こどもたちを預かる里親家庭を募集しています

問 里親支援センター弘前(弘前乳児院) ☎ 0172-31-6010

さまざまな事情により親元で生活できないこどもを、家族の一員として温かく迎え入れて育てる人を「里親」といいます。こどもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などは支給されます。

くわしい内容を聞きたい人、里親に興味がある人は問合せ先までご連絡ください。

#### ■里親の種類

**〔養育里親〕**…保護者がいないこども、保護者のもとで生活することが不相当と児童相談所が判断したこどもを養育する里親です。養育する期間は、18歳の誕生日までや、保護者がこどもを引き取るようになるまでなど、さまざまです。

**〔養子縁組里親〕**…将来、こどもとの養子縁組を希望する人も、里親登録します。養子縁組を必要としているこどもを養育しますが、養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要です。

**〔専門里親〕**…虐待などにより心に傷を受けたこどもや障がいのあるこども、非行などの問題を有するこどもを、専門的な知識と技能を用いて養育します。専門里親になるには、3年以上の養育里親経験や児童福祉事業に3年以上従事した経験があるなどの要件があります。

**〔親族里親〕**…保護者が死亡、行方不明、入院などで養育できないため、祖父母や兄姉及びその配偶者である親族が、そのこどもの養育を希望する場合に、児童相談所長の許可を受けた上で申請できます。

## 図書館情報

問 総合文化センター「パルナス」 ☎ 69-1111

## 今月のMiniコレクション

## ○一般・テーマ

## 《青森県内図書館一斉展示企画☆

## 図書館員が推したい本！》

なぜかあまり利用されていないけれど…図書館員がそれぞれ推したいおすすめの本をPOPとともに展示します。

## ○児童・テーマ

## 《笑う門には福きたる！》

年の初めに家族みんなで大笑いできる、おもしろい絵本を展示しています。

## 新刊情報〔一般〕

『孤城春たり』 澤田瞳子/著 〈徳間書店〉

『箱庭クロニクル』 坂崎かおる/著 〈講談社〉

『ゆびさきに魔法』 三浦しをん/著 〈文藝春秋〉

『近くも遠くもゆるり旅』

益田ミリ/著 〈幻冬舎〉

『日常は数学に満ちている』

三谷純/著 〈山と溪谷社〉

## 新刊情報〔児童〕

『おかしのまちのおかしなけっこんしき』

いわさきさとこ/著 〈フレーベル館〉

『ひみつのおすし屋さん』

黒岩まゆ/作 〈KADOKAWA〉

『なきむし』 みやにしたつや/作 〈ポプラ社〉

『空はみんなのもの』

荒井良二/絵 〈ほるぷ出版〉

『ゆきだま』 ムンジョンファン/絵 〈ほるぷ出版〉



## イベント情報

## 〈お花のお弁当箱を作ろう〉

・日 時

1月19日(日)

・時 間

第1部 午前10時から

第2部 午後1時から

・場 所

中泊町図書館

・申 込 み

必要(電話または図書館カウンターにて申込みください)

・対 象 小学生以上

・参加人数 各10名

・参加費 300円(材料費)

※お問合せは図書館までお願いします。

## FLOWER WORKSHOP



お花のお弁当箱を作ろう

R7/1/19(日)

※画像は講師が作製したものです。

**10:00～(第一部)**  
**13:00～(第二部)**

開催場所：中泊町図書館 児童スペース  
参加費用：300円(材料費)  
所要時間：1時間程度  
対 象：小学生以上  
参加人数：各10名  
申込方法：お電話または図書館カウンターにてお申し込みください。

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

主催  
中泊町図書館

お申込・お問い合わせ  
**0173-69-1111**  
(お電話対応 8:15～16:45)